

協働による環境学習出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「岡山県環境学習協働推進広場設置要綱」第1条に規定する「環境学習協働推進広場」(以下「広場」という。)による次条に規定する「協働による環境学習出前講座」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「協働による環境学習出前講座」(以下「出前講座」という。)とは、広場が派遣する登録指導者(以下「指導者」という。)等が県内各地へ出向き、移動環境学習車等を活用した環境学習に関する実験などを通じて、学校の授業、各種事業の主催者が行う学習会、環境啓発イベント等を支援する事業をいう。

(出前講座の対象)

第3条 出前講座を利用することができる者は、次の要件を満たす県内の団体とする。

- (1) 県民に対して環境学習事業を行う県内の学校、自治会、子ども会等地域活動団体、企業等であること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として出前講座を利用しようとするものではないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は暴力団、暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。

(出前講座利用に係る手続)

第4条 出前講座を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施依頼書』を、原則として実施希望月の2か月前の10日(その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日)までに広場事務局へ提出しなければならない。

- 2 前項に関わらず、実施希望月が4月から6月までの場合は、原則として別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施依頼書』を実施希望日の45日前(その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日。実施希望年度の4月1日以降に限る。)までに広場事務局へ提出しなければならない。
- 3 出前講座の実施は、当該年度の年間実施上限件数(350件)に達した時点で、前項までの規定にかかわらず受付を終了する。受付は先着順とし、上限到達をもって広場事務局は実施依頼書の受理を停止する。
- 4 広場事務局は、前3項の規定により出前講座の実施依頼を受けた場合において、その利用を適当と認めた場合は、派遣する指導者等の調整を行った上で、別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施承認書』を申請者に交付する。
- 5 講座内容や実施形式については、申請者との事前の打ち合わせにより決定するものとする。
- 6 申請者は、出前講座の実施内容を中止、又は変更しようとするときは、速やかに広場事務局へ届け出なければならない。
- 7 申請者は講座実施後、速やかに所定のアンケートを事務局に提出しなければならない。

(安全管理及び事故の責任)

第5条 申請者は、出前講座の実施にあたり、出前講座参加者の安全確保に努めるとともに、会場内における出前講座参加者の監督及び誘導を責任をもって行うものとする。

- 2 出前講座の実施に際し発生した事故等については、申請者がその対応にあたるものとする。
- 3 広場事務局及び指導者は、気象警報の発令・災害の発生等により安全な実施が困難であると判断したときは、出前講座の実施を中止することができる。この場合において、中止により生じた損害について、広場事務局及び指導者はその責任を負わない。

(出前講座の実施方法)

第6条 出前講座の実施場所は、岡山県内とする。

- 2 出前講座の実施に当たっては、必要に応じ、移動環境学習車及び環境学習器材（以下「移動環境学習車等」という。）を使用することができる。
- 3 移動環境学習車等を使用する場合、申請者は適切な駐車場所や保管場所、電源等の確保に協力するものとする。

(個人情報の取扱)

第7条 広場事務局及び指導者は、出前講座の実施にあたり知り得た個人情報を、本事業の運営以外の目的に使用してはならない。

- 2 広場事務局及び指導者は、活動報告や広報活動のため、出前講座の様子を撮影した写真等を使用できるものとする。ただし、申請者から配慮の申し出があった場合はこの限りではない。

(経費負担)

第8条 申請者は、出前講座の利用料及び移動環境学習車の使用に係る燃料費については、負担を要しない。ただし、申請者及び出前講座参加者の故意又は過失によって生じた移動環境学習車等の修繕等にかかる経費は、申請者の負担とする。

(その他)

第9条 出前講座の実施について、この要綱に定めのない事項は、必要に応じ別に岡山県が関係者と協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。